

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 9月23日、チリ政府は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（1）段階的規制緩和計画の変更点は以下のとおり。

●第2段階（移行期）から第3段階（準備期）へ移行（28日（月）5時より）：首都圏州サンティアゴ市6区（ロ・バルネチェア区、エスタシオン・セントラル区、ペニャロレン区、ペドロ・アギレ・セルダ区、サンティアゴ区、キリクラ区）、ティル・ティル区、カレラ・デ・タンゴ区、タラガンテ区、パードレ・ウルタド区、ランパ区、イスラ・デ・マイポ区

●第1段階（義務的自宅待機措置）から第2段階（移行期）へ移行（28日（月）5時より）：首都圏州サンティアゴ市5区（キンタ・ノルマル区、ラ・ピンタナ区、ロ・プラド区、セロ・ナビア区、ロ・エスペホ区）、ブイン区、コンチャリ区、プエンテ・アルト区、アントファガスタ州アントファガスタ市、メヒリョーネス市、コキンボ州コキンボ市、ラ・セレナ市、マウレ州リナレス市、バルパライソ州ラ・クルス市、タラパカ州ポソ・アルモンテ市

●第2段階へ後退（25日（金）23時より）：ロス・リオス州ランコ市、パンギブジ市

●第1段階へ後退（25日（金）23時より）：アラウカニア州エルシーリャ市、ロンキマイ市、テオドロ・シュミット市、アイセン州コジャイケ市

（2）28日（月）より、バーチャル交番にて州間移動許可証（Permiso Interregional）への申請が可能となる。同許可証は段階的規制緩和計画の第3，4，5段階にある地域を対象としており、同許可証を利用した移動に際しては衛生パスポート（Pasaporte Covid）の取得が必要。ただし衛生防疫線（Cordon Sanitario）の通過は不可。

2 9月23日時点で、チリ国内では449,903名（死亡者12,345名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・ チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・ チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・ 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・ 当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html